

日時・場所	令和4年10月17日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

## 1. 開会

### 【市長挨拶】

- 15日（土）、天保義民祭に出席した。今年が180年の記念の年ということで整備された玉垣が披露された。
- 先週の平家フォーラムに引き続き、昨日は永原御殿フォーラムに参加した。地元の方が長年にわたり思いを込めて竹林を整備してくられ、ここまできた。この先は史跡公園として整備していこうと思う。

## 2. 議題

### 【審議事項】

#### ①野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

平成27年3月に策定された野洲駅南口周辺整備構想について、機能やゾーニングなど大幅な見直しが必要となることから、この内容の審議を行うために野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を新たに設置するものである。

- 駅前に病院を整備しないという前提で提案されているが、評価委員会や市民懇談会などの結果を踏まえて提案すべきではないか。
- 体育館横プール跡地に病院を整備するという方針を一定理解していただき、8月の臨時議会において基本計画修正の予算を認めていただいた。このため、病院を駅前で整備することにはならないと考える。
- 8月の臨時議会で病院の設置場所は駅前から現病院の位置に条例改正され、11月議会では開会日に新しい病院の予算も提案する予定であることから、今回の案件についても開会日に上程するというように進める。（副市長）

#### ②組織・機構の改編について

教育委員会所管事務である文化・スポーツに関する事務等を市長部局に移管することにより、地域振興やまちづくり分野を総合的かつ効率的に推進できる組織・機構の改編を行う。

- 文化・スポーツに関する部局のほとんどが市民部に移管され、業務のボリュームが増大するが、その分新たに政策監等配置されるのか。
- 一定配慮は必要であると考えている。
- 市民サービスセンターの廃止を11月議会で条例提案するのであれば、今回の資料に合わせた説明が必要ではないか。
- 今日時点で市民サービスセンター廃止後の市民活動支援の在り方について決定していない。設置条例を廃止するのであれば、これに加え、市民サービスセンターの廃止も併せた説明とする。その際には、以後の市民活動支援在り方の説明も必要となる。

- 事務移管について、仕事だけではなく、人と予算もセットで願います。
- 組織体制についての部局長ヒアリングもあり、全体の人事配置の中で検討する。
- 国スポ・障スポ推進室について、全庁的に取組まないといけませんが、課内室の位置づけで良いのか。
- 先週から始まった所属長ヒアリング、また部局長ヒアリングを行う中で、タイミングや位置づけについて、必要があれば検討の余地はある。
- 文化・スポーツ部局の移管について、教育委員会の意見は。
- 市長部局の他課と一体で新しい取組みができるのはプラスであるという意見があった。また、教育委員会としてやってきたことがさらに拡大発展されるのであれば良い、という声もあった。  
(教育長)
- 事務移管までに、文化施設の集約の総括や方向性は示されるのか。
- 現在取りまとめているところであり、何らかの方向性はできれば来月の全員協議会には示させていただく。このまま移管ということはない。
- まちづくり分野を総合的かつ効果的に推進できる組織等の改編を目的とするなら、市民活動支援についても、相応の体制になるようお願いしたい。

### ③野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、これまで教育委員会が管理及び執行していた教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）、文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）の事務について、市長が執行するため、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定する。

### ④野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例について

野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により市長が執行する文化・スポーツに関することの事務について野洲市事務分掌条例に位置付けるため所要の改正を行う。

### ⑤野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例について

文化・スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局に移管するため、所要の改正を行う。

### ⑥野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

文化・スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局に移管するため、所要の改正を行う。  
学校給食にかかる附属機関を整理統合し効率化を図るため、野洲市学校給食運営委員会を野洲市学校給食センター運営委員会とし、委員の定数及び構成を改める。また、野洲市学校給食献立検討委員会と野洲市学校給食物資選定委員会を廃止する。

## 【報告事項】

### ⑦時間外勤務削減に向けた新たな取組について

野洲市行財政改革推進プランにおける取組事項である時間外勤務手当の圧縮に向けた5つの具体策のうち、一つ目の「時間外勤務の見える化」について、対象人員について、7月の報告時に

指摘いただいた育児休業の職員は除外するなどした。

時間外勤務の実態把握が十分できていない現状で、職員がどの程度、時間外勤務を行っているのかを「見える化」し、実態把握することが、時間外勤務削減を図るための、最初の一步となると考えており、見える化することから、職員それぞれが、課題認識いただき、例えば、業務の属人化や、負荷の偏りの実態を共有することで、解消につなげていただければと思う。

時間外勤務については、時季的なもの、突発的なものなど、要因は様々であり、所属間の時間外勤務数を、単純に比較するのではなく、表の右側・帯グラフに表れているが、所属内でのバラつきを認識していただきたい。

一覧表については、今回、試行的に、全職員への情報提供ではなく、各部長宛にメールで情報提供するので、情報の取扱いには留意願う。部内において、実態把握と認識に努めていただき、所属内でのバラつき等を改善するきっかけにしていきたい。

→職員の健康管理や人の配置を考えていく上で、時間外勤務時間だけではなく年休の消化率等も考慮いただきたい。

→全体の年休消化率は分析していると思うが、所属別に年休の消化率を出すことは難しい。

→この資料を出す目的と意図を今口頭で説明されたが、それを文書として合わせて出していきたい。また、時間外勤務の対象とならない補佐級の職員の時間外勤務も加味して現状を把握していただきたい。

→補足の説明文を添付して各部長に送付させていただく。補佐級職員の時間外勤務時間の算出は難しく、管理職の働き方については、別の視点で検討していく。

#### ⑧電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の創設を受け、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し「プッシュ型」で、また、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）に対し「申請方式」で、1世帯あたり5万円を給付する。

#### ⑨国民健康保険にかかる傷病手当金および傷病見舞金について

新型コロナウイルス感染症第7波の急拡大に伴い、国民健康保険加入者に支給する傷病手当金、傷病見舞金について、想定を超える支給申請、支給額となった。このため、すでに当初予算額が不足する状況となっていることから、速やかな給付を行うため専決による予算措置を行う。

→資料にそれぞれ現在の執行済み額をいれてはどうか。

→検討する。

#### ⑩全員協議会への提出事項について

令和4年10月25日(火)開催の全員協議会において、報告事項を6件、連絡事項を5件提出する。

→連絡事項に市民病院懇談会（11月18日（金）、19日（土））を追加する。（健康福祉部）

→評価委員会開催の4日後に懇談会となるが、その短時間で評価委員会の答えはまとまるのか。

→評価委員会開催後、時間を十分とるのは理想であるが、6月から7月に開催された市民懇談会で説明できなかった収支等について補足説明されるということであれば、期間をあげずに開催することも問題ないと思う。

### 3. 次回部長会議の予定

10月24日（月）9時00分～ 庁議室

### 4. 閉会